

# 平成28年第7回玉名市農業委員会総会議事録

平成28年7月5日（火）午後2時 玉名市役所4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	9番	荒木 享二
11番	浦谷 幸司	13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣
16番	野澤 博幸	17番	高根 政明	18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二
20番	斎藤 潔公	21番	田上 一	22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔
24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正	26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜
28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男	30番	平本 博	31番	永田 眞一
32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	35番	中村 亘
36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

8番 松本 恒幸 10番 竹下 宏介 12番 志水 武保

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎  
参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第 44号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第 45号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）  
第 46号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第 47号 農地の転用許可申請について（4条許可分）  
第 48号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第 49号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 18号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第 19号 形状変更届について

## 1. 開 会

○事務局長（福田高広君） 皆様こんにちは。定刻となりました。ただいまから開催いたしたいと思います。

委員総数38名中、本日は8番の松本委員、10番の竹下委員、12番、志水委員、3名の方から欠席の届出があっており、現在35名の出席でございます。農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しておりますので、平成28年第7回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 会長より御挨拶をいただきまして、第4条の規定により議長をお願いし、議事進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。田植も終わりましたほっとしたところでございますけれども、ここ2、3日の猛暑で非常に暑うございます。お互いに毎日の仕事ではありますけれども、熱中症対策を十分にとっていただいて、元気で頑張っていたきたいと思います。

それでは、早速議事に入ります。

本日の議案は、議第44号から議第49号までの75件と報告18号より19号までの11件が提案されております。慎重なる御審議よろしくをお願いいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録署名委員は、27番の寺井委員と28番の宇佐委員をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入ります。

議第44号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） はい、1ページからお願いします。

議第44号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成28年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、青野と中の申請人で、申請物件が中の畑81㎡を贈与するものです。

2番、青野の申請人で、申請物件が横田の畑20㎡外17筆、計21,660㎡

を兄へ私財一部生前処分するものです。

3番、熊本市東区と中坂門田の申請人で、申請物件が北坂門田の畑6.61㎡外3筆、計1,186.61㎡を親戚へ贈与するものです。

4番、熊本市東区と中坂門田の申請人で、申請物件が北坂門田の畑424㎡を親戚へ贈与するものです。

5番、天水町の申請で、申請物件が天水町の畑412㎡を労力不足と相手方の要望による売買です。

6番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田423㎡外2筆、計5,901㎡を子へ贈与するものです。

以上6件、合計29,664.61㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○3番（清田順次君） はい、1番の説明をいたします。3番の清田でございます。

譲渡人と譲受人は知人ということでございました。現実、農業を、やっておられるので、許可というふうな判断をいたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、3番、4番まで同一委員さんでございますので、説明をお願いいたします。

○13番（森川正志君） はい、13番、森川です。

2番の案件ですけれども、これはですね兄弟で、妹のほうの何と申しますか、土地をですね、一部生前処分ということになっております。何ら問題ないと思います。

この3番、4番ですけれども、これがですね、親戚となっておりますけれども、兄弟の嫁さんから弟のほうにというあれではないかと思っております。これも何ら問題ないんじゃないかと思っております。許可相当と思っております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○36番（丸山陽治君） 36番、丸山です。5番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということで、許可相当と思っております。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。6番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係です。高齢のため子どもに早めに贈与されるものです。

下限面積も満たしており、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

○13番（森川正志君） 保留ということはでくつとですか。

○事務局長（福田高広君） 会議規則上、保留という言葉はありません。否決か可決かどっちかです。

○13番（森川正志君） なら否決というふうなことでよかったですね。

○事務局長（福田高広君） 正式には保留というのはいないです。（「うん、正式にはなかるばってんたい。どうも否決もね」と呼ぶ者あり）否決も保留もまた来月あがってくるという同じ意味じゃあつとですよ。ばってん、この農業委員さんの意見というところにありますので、可否というところに、そこが……。 （「……とたいな」と呼ぶ者あり）はい。（「どっちかたいな」と呼ぶ者あり）（「保留はなかつたですね。否定はでくるわけですね」と呼ぶ者あり）（「今まで否決したことのあつとな」と呼ぶ者あり）（「あるよ」と呼ぶ者あり）（「ある」と呼ぶ者あり）（「あるよ」と呼ぶ者あり）（「してよかですよ」と呼ぶ者あり）何件かあつたと思います。

○議長（永田知博君） それでは最終的にですね、異議があるかないかそのときに協議していただいて、やっぱりこれは通さんほうがよかということであれば否決にせんとしょうがないけんですね。

それでは、ほかに質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 意見もないようでございますので、議第44号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） それでは、原案どおり許可することに賛成の方が多数でございましたので、第44号は許可することに決定しました。よろしゅうございますか。

それでは、次に、議第45号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 3ページでございます。

議第45号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田906㎡を労力不足と経営拡張により、平成28年7月5日から5年間契約するものです。

以上1件、906㎡を提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案申し上げます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

○2番（鶴田克士君） 2番の鶴田です。

貸人の方は労力不足ということで、また、借人の方は奥さんとお母さんの3人で露地栽培をされまして、野菜を作って生計を立てておられますので、一生懸命頑張っておられますので、下限面積も満たされておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

皆様から何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第45号については、許可することに決定しました。

次に、議第46号、農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 4ページをお願いします。

議第46号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の畑503㎡外2筆、計1,456㎡を労力不足と相手方の要望のため、平成28年7月5日から5年間契約するものです。

2番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田459㎡外2筆、計2,443㎡を労力不足と相手方の要望のため、平成28年7月5日から5年間契約するものです。

3番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田936㎡を労力不足と相手方の要望のため、平成28年7月5日から5年間契約するものです。

4番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田2,073㎡外3筆、合計12,720㎡を農業者年金受給のため、平成28年7月5日から20年間契約するものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が中坂門田の畑1,865㎡外16筆、計18,982㎡を農業者年金受給のため、平成28年7月5日から20年間契約するものです。

以上、5件、合計36,537㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との問題も関係ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案申し上げております。

よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○2番（鶴田克士君） はい、2番の鶴田です。1番、2番、3番は同様の案件でございますので、まとめて御説明いたします。

使用貸人は労力不足ということで、また借人は規模拡大ということ、相手の要望ということで、この方は下限面積がちょっと満たされておりましたので、この3名の方を入れると下限面積もできるということで、下限面積も満たされておりますので、ただ気になるのが、年がちょっといつてるかなあと思うので、仲間の委員さんも心配されましてね、できますかということで詳しく聞きましたところ、友だちと共同で無農薬で田んぼなんか作ってるから、機械なんかもあるから大丈夫という、万が一あったときには友だちも手伝って、休まないでするから心配せんでい

いというふうな返答でございましたので、年をとってもやる気がある人は大いにいいんじゃないかと思ひまして、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。4番について説明します。

4番は年金受給のため、親子の関係です。別に問題はなく、許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。5番の案件について説明いたします。

使用貸人と借人は親子です。農業者年金受給ということで、何ら問題はなく、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問などございませんでしょうか。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 先ほどの滑石の78歳の方は、今、5,594㎡自分の土地を持つとらるっとですよ。

○2（鶴田克士君） 正確に言いますと、内緒でもっと作っておられます。農業委員会は通さずにね。（「台帳にはヤミで載っつとね」と呼ぶ者あり）ただ作ってくれんか、じゃあよかばいたていような感じです。

○18番（取本一則君） 実際はどのくらいしよんなはっつとですか。

○2番（鶴田克士君） 自分たちは2反ぐらいて聞いとっつとですけどね。

○18番（取本一則君） この5,000㎡に5,400㎡ばっつとかなっつとすもんね。

（「自分のば入るっつ」と呼ぶ者あり）これは5,000㎡ていうと、あとはこの次から今度変わる、・・・に依頼したり堂々とできるですたいね。（「その気はないそうです」と呼ぶ者あり）私が心配すっつとはですな、つまり次の農地の、こういふとこの農地を取得するために5,000㎡にしてあつとじゃなかつたらあて思うて、そればしたあとにこの3筆をまた返しとるわけですな。・・・解約して。

○事務局長（福田高広君） 事務局もそこは心配して確認しましたけども、そういうことはないそうです。買うために5反にするということはないそうです。

○18番（取本一則君） そっで78歳だったもんだけん。5年間だけん83、4だけん。

○2番（鶴田克士君） そこはですな、後継者のおんなはらんけん、まず買うというこ

とはないと思います。

○議長（永田知博君） よございますか。ほかにはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） はい、それでは、そのほか御意見、御質問ないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第46号については、許可することに決定しました。

次に、議第47号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第47号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の田82㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地でございます。

2番、申請物件が中尾の田420㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地でございます。

3番、農地区分が築地の畑1,537㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。

以上3件、合計2,039㎡を御提案申し上げております。申請内容を転用許可基準の全ての項目に適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないもの判断し、提案申し上げます。また、地元委員さんと同行の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いしますけれども、1番につきましては始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○次長（二階堂正一郎君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、1番、どうぞ。



○4番（西畠めぐみ君） はい、4番、西畠です。1番の案件について説明します。

これは今、朗読がありましたような始末書のとおりです。現地調査の結果、現状は駐車場として使用されていて、東はグループホームがあり、北ですね、東はアパートで、南と西は道路でその先にはコンビニがありました。耕作地としては大変難しく、82㎡で7台分の駐車場として追認すべき案件だと判断しました。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。2番の案件について説明します。

申請人は山田のアパート住まいで、個人住宅との思いで自分の畑に建設の申請です。場所は玉中の南西150mくらいのところで、北側は市道、南側と西側には住宅があつて、自分の土地の一部を、水田ですけど一部を分筆して、周りをブロックで囲んで盛土で造成し、それに軽量鉄骨の平屋建てで家を建てるということです。給水は公共上水道を利用し、汚水と雑排水は公共下水道へ放流、雨水は敷地内に最終枡を通して北側水路に放流ということ。東と南側の農地は自分の家で平屋にしているために、農作物には影響はないということで、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、3番の案件について説明します。

申請人は農業で、私有地に共同住宅を建設するための申請です。場所は208号線のバイパスに隣接し、南東方向に200mくらいのところに築山小学校があるという条件のところ。周りは個人住宅があつて、木造2階建てで12戸、部屋がですね。それと駐車場は23台分を建設予定です。給水は公共上水道を利用し、汚水と雑排水は公共下水道へ放流、雨水は造成地の周りをU字溝で囲み、浸透枡につないで自然浸透を図り、オーバーフローするものはポンプアップで排水路に放流するということ。周りには農地もなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。（「ちょっと会長、よかですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○17番（高根政明君） 17番、高根ですが、約1年間農業委員になってから総会に出席させてもらったんですけども、案外始末書が出ると感じたんですけども、始末書が出てもな一んなか。ほって、こがんとはですね、今、説明があつたごつ、ほんなこんなら農地にいっぺん返してせないかんばってんが、そら許してくれというこ

とぼってんが、始末書ぼってんが、さっき私が言うた対応ていうかな、継続審査であると思うとです。今回しゃんむり通さんでもよかと。次までね、継続すると。そらよそもあってるんですよ、よその農業委員会も。そのへんはどがんですか、局長。

○事務局長（福田高広君） 委員さんが判断、そういうふう継続判断されればそういうふう処理します。

○17番（高根政明君） それと、これは全て過半数の意見ですかね、「そうです」と呼ぶ者あり）出席委員のですね。「はい」と呼ぶ者あり）なんかほら、始末書が、農地法に違反しとるのに始末書出せば簡単に通っていくという感じがするわけですよ。

○事務局長（福田高広君） 私が事務局長になって1年ちょっとですけど、以前の議事録なんか読んでみますと、今、高根委員がおっしゃられた提案は何回も出てきとると思います。始末書の取り扱いについてどうするか、1回ぐらい待たせては、そのへんはなかなか決まったところはないと思います。以前から始末書の取り扱いについては、委員さんの中で話があつてると思います。

○17番（高根政明君） 記憶にあつとですけども、確か石貫じゃなかったかなあ、建設機械の置場に農地ぼしてあつたと。それはこの議題にあがつたかどうか、それはちょっと私、存じませんが、農地に戻させたということでちょっと記憶にあるんですね。

○議長（永田知博君） もとに戻したという何かあつたですか。現状維持に戻せていうて。

○事務局長（福田高広君） 記憶ございません。

○17番（高根政明君） 永田会長ですね、権威もですね、ちった高めてやりたい。市議会なんかは修正議決したり否決したりやるばなしでしょうどこも、玉名市ばかりじゃなくしてね。そういうこっだけんで、やっぱり農地法に違反しとつはな、すぐ始末書書いたけんすぐ通してやるじゃなくしてですね、そら1回ぐらいはですね、継続審査ですね、先まで持って行ってよかて思うですよ。そら委員さんには悪かぼってんな、気の毒かぼってんが、担当委員さんにはですね。以上です。

○議長（永田知博君） はい、清田さん、どうぞ。

○3番（清田順次君） この申請物件のですね、地目が台帳は田、現状なのかなんなのか、現は田というふうなことで、当然地目を変更してないけん田ですかそれは。（「田です」と呼ぶ者あり）要するに駐車場でも雑種地になつたらんというふうな意味での田ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

それから1つ、いましがた始末書が出たですよ、これが何年前にさかのぼつてですね、この税金とですね、固定資産税と事業税とかそういうふうなのが逃れるた

めには、先に駐車場にしてしもて、そのまま放置して稼ぎよってですよ、稼いどつてから、あとから始末書で出すと。現実、玉名市の固定資産税がどういふうな形で課税されてるのか知らんけどですたい、即、農業委員会に提出をして駐車場になるならばですよ、当然課税はされると思うとたいね。ぼってんがこいふうな形で逃げてしまうと税金逃れもできるわけですよ。何ていふかです、高根委員もおっしゃったごとです、このへんのところ、玉名町が特に一番多かと思ふとたい。この間は50年も経つとつとこさぎゃんとぼ私も追認して許可をいたしましたけど、このへんで何と罰則とか固定資産税を調べて、こいふうなのを取る方法はなかつたか。〔逆算して〕と呼ぶ者あり〕逆算してですよ。〔駐車場と田んなかだったら大分違ふもん〕と呼ぶ者あり〕違ふですよ、そして税金も納めんでよかわけです、それは所得税の申告はしよんなはるかしよらっさんか知らんぼってん、事業税は納めんでよかろうけんです。〔ちよつといいですか〕と呼ぶ者あり〕

○議長（永田知博君） どうぞ。

○18番（取本一則君） これは貸駐車場の転用になつとるけど、今現在、貸駐車場なんでしょうか。〔そうです、はい〕と呼ぶ者あり〕今現在が〔はい〕と呼ぶ者あり〕いつごろから貸駐車場にしてあつと。

○主事（笠原大志郎君） 平成21年ごろからだそうです。〔昭和ね。何台ぐらい止まるとつと〕と呼ぶ者あり〕7台の駐車場になってます。現地調査に行ったときは止まってないです。〔そすと7年ぐらいなつとたい、6、7年〕と呼ぶ者あり〕そうです、はい。〔そして金もらいよらすとたいな〕と呼ぶ者あり〕

○3番（清田順次君） 稼ぎよらすですたい、ほんなこて。ぼってん、税金ばこれはかけてなからなねえ、雑種地にもなんもしてなかつたけん、固定資産税課がしとらんなら田であれしとつたらですよ、そらあ大分儲かるですよ。

○18番（取本一則君） 土地の課税はほんなら農地なみ課税でただ税務課のほうはいつとるわけ。〔はい、田だいけん〕と呼ぶ者あり〕

○事務局長（福田高広君） 田で、調べたところ田で課税してあります。

○18番（取本一則君） だけん、あれは現況主義でとつとじゃなかつたか。現況主義だろ。

○事務局長（福田高広君） 現況主義ぼってん、〔見そこのうとつた〕と呼ぶ者あり〕まあこいふうのもあるかと思ふます。

○3番（清田順次君） 結構なことやなあ、何か罰金なかけられんとですか。

○次長（二階堂正一郎君） 無断転用で見つけた場合だったら。

○18番（取本一則君） こら無断転用で見つかっただろだい今度。〔うん、そぎ

やんたい」と呼ぶ者あり)申請ちゅうが一緒、同時。

○事務局長(福田高広君) いやいや無断転用はあります。それは農地法違反ですので、はい。

○17番(高根政明君) 会長、こら税務課の職員ば呼んでからですたい。この件について聞くならていう。

○事務局長(福田高広君) はい、わかりました、はい。

○議長(永田知博君) それでは、1番についてですよ、可決か否決かどっちかだけんですね。(「1ついいですか」と呼ぶ者あり)はい、どうぞ。

○18番(取本一則君) もう今現在駐車場に使いよつとでしよう。(「もう平成21年ごろから」と呼ぶ者あり)平成21年から。ほるけんバタバタして転用ば今月許可せんちゃ、来月したっちゃ体制に影響はなかわけたいなこれは、もう何も。(「こら翌月にまわしたほうがよかごた」と呼ぶ者あり)これば元さん戻せていうなら慌てらすばってん、そんままで駐車場ば明日からほんならでけんばいたて言うなら慌てらすばってんな。

○議長(永田知博君) 一応保留みたいな形でですたい、高根委員の提案どおりですよ、税務課で。

○17番(高根政明君) だけん継続審査あつて思うとたいね。否決か可決か継続審査と。保留ていうのはなかるばってんが、継続審査と。そのうちに税務課の職員を呼んで聞いたりなんかしますよと。(「その期間中に」と呼ぶ者あり)期間中にな。(「そしてからその税金ば納めてもらうとですか」と呼ぶ者あり)

○議長(永田知博君) それは税務課が判断して取られます。(「ああ、取られるなら取っとね、ああ、そつでよかですたい」と呼ぶ者あり)(「ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり)

○議長(永田知博君) どうぞ。

○11番(浦谷幸司君) 一応否決なら否決にしとつて、事務局から否決の理由として、こういう形で否決になつとるけん、次に審査がまわさるんならまわさるつごつ、また手数をしてくれていうごたつ形で説明ばされたほうが継続にならせんですかね。要するにここは賛否だけんですね。だけん否決なら否決でということ閉じて、あと事務局からその否決の理由ば本人さんに。

○事務局長(福田高広君) 否決の理由は何て言う。

○11番(浦谷幸司君) ほっだけん、結局、無断で結局こういう形で駐車場にしとつたっだけんて、ほっだけん普通なら継続審議という形になつとばってんが、それが継続審議ていうとがないけん、否決になつとつて。

○17番(高根政明君) 会長、ほるけん可決と否決しかなかつじやなかくて思うとです

よ。継続審査って思うとですよ。（「いや、否決で委員長がおっしゃったけんが」と呼ぶ者あり）否決ていうとあんまり強かごたるけんですね。

○14番（下川安君） 否決ていうのは農地法のあれだけんが、法律的にはその否決ていうかな、法上は別によかったいこれは、通る話だと思つてですよ。それを否決に持っていくとそれなりに農業委員会のあれば問われるけんが。

○事務局長（福田高広君） 否決にすると次に賛成になったときの理由がですね、難しかつて思つてですよ、私が言う話じゃなかばつてん、事務局長が話す話じゃなかばつてん。

○議長（永田知博君） それでさっき高根委員のほうから提案された継続審議ていうか、そういう形で持っていって、来月までの間にこつちから何らかのアクションを起こしたほうがようはなかですか。その間、税務課にも相談してですよ、そのへんをどうするかということで。ほつてないと今、清田委員から言われるようにですよ、平成21年度から相当これは家賃収入があるわけでございます。それに対してね、田んぼのあれじゃあえらい値段が違ふけんですね、そのへんを何らかの代償を払つてもらふかなんか、それは税務課のほうにお願いせんとしょうがないけんですね。

○6番（横手良弘君） 今の皆さんの心情としては、結局この平成21年から駐車場として貸しとつたらですたい、その差額の田んぼの税金の課税の差額と駐車場としての差額をですたい、払つたらこれを認めてあげましようというふうな形もあつど。

○3番（清田順次君） 現実にですね、今までこの始末書で通つてきとつてですよ。（「2、3カ月前も同じ感じであつたじゃないですか」と呼ぶ者あり）あつとつてですよ（「何で」と呼ぶ者あり）ほつだけん何で今ですかという話でもあつとつて。（「3カ月前も多分出たと思ふんですけれど」と呼ぶ者あり）ほつて、現実的に固定資産税とか税金の話になると、長年・・・になつとつて、もううやむやになつてしまつてしょうが。いつから課税がなされとるのかというふうに。

○23番（中島浩輔君） ちょっといいですか、今の横手さんの意見にちょっと悪いばつてんが、税法との兼ね合いで、それが話がつけばいいと思ふんですけれど、罰則とかそういうのはこの議会で決める問題じゃなくて、やっぱりほかの・・・とかそういうところと兼ね合いがスムーズにいとけば、何年前とかそういうさかのぼるんじゃなくて、それが税務署なら税務署で話を通つていけば、こういうのがあがりましてけれど、通つていけばこの農業委員としての立場もめんつがたつのかなあとは思ふんですけれど。それにいろいろと枝葉を付けていつたら、今度はますます深海にいつてしまうような様相が出てくると思ひます。

○17番（高根政明君） ほつだけん会長、ほつだけんですね、慎重にならんとですね、いかんとですよ、これは。ただ、今までの税金をとるとか。取られた場合があるけ

んね。

だけん、今までんこっだけんで始末書で全部通ってきよるわけだけんね（「始末書で」と呼ぶ者あり）（「通ってきよっとたい」と呼ぶ者あり）始末書を読めばその総会で可決されると。ほっだけんそのへんは事務局が今まで税務課あたりとその協議はされとっですか、そういう駐車場問題、ほかの始末書とかね。（「やっとらんど」と呼ぶ者あり）なかろう。（「ただ始末書を書けば言えば通っていけばいたて・・・」と呼ぶ者あり）

（雑談）

○17番（高根政明君） ほっだけんですね、会長、（「はい」と呼ぶ者あり）聞きましようよ、税務課あたりと一緒に。今後こがんことがなかごっですね、航空写真ば見てから課税ばしよらすて思うばってんがですね。自動車の止まっとんなら駐車場てわかっただもん。そら税務課の落ち度でもあつとですよ。

○議長（永田知博君） 平成21年度からていうのは、向こうがはっきりそういうふうになつたつですか。

○主事（笠原大志郎君） 代理人さんのほうがですね、恐らくこれぐらいから、事務所が建ったころからなのでというふうにおっしゃってたので、はっきりと確実に平成21年というわけじゃないですけども、大体それぐらい。（「代理人からじゃいかんもん、本人から聞かんと、事実確認は」と呼ぶ者あり）

（雑談）

○議長（永田知博君） それじゃあですね、今の1番の件につきましてですね、税務課あたりとも相談をして答えを出して、一応今回は継続審議ということで、今回の農業委員会では許可相当ということにはいかない、継続審議中ですということでもちよっとお願いしたいと思います。課税対象とかそういうことも含めて、相談してからまた皆さんにもお知らせしたいと思いますので、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、どうも、それじゃあ2番、3番について何か御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、意見もないようでございますので、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第47号については、許可相当と意見決定することに

決定しました。

なお、1番については、今申し上げましたように、後日一応継続審議ということで、税務課等と相談してまたお知らせいたします。

次に、議第48号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局長（福田高広君）** 議第48号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が松木の田299㎡、転用目的は貸駐車場でございます。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

2番、申請物件が松木の田289㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が立願寺の畑331㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が築地の畑208㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が大浜町の田589㎡で、転用目的は農業用施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が伊倉の畑331㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、JRが300m以内にある農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が岱明町の畑285㎡外2筆、計410㎡で、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。なお、備考欄、完工が平成28年6月30日となっておりますけど、平成29年6月30日に御訂正をお願いいたします。

8番、申請物件が岱明町の畑59㎡で、転用目的は通路拡張です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。これも申し訳ございません、備考欄の完工欄を平成29年に訂正をお願いいたします。

9番、申請物件が岱明町の畑1,720㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町の畑461㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が岱明町の田549㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育・医療施設がおおむね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

12番、申請物件が天水町の畑480㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上12件、合計5,726㎡を御提案申し上げております。農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、提案しております。地元委員さんと現地調査も行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

なお、12番については、申請人が農業委員本人となっておりますので、議事参与の制限がありますので、まず1番から11番までを審議し、そののちに12番を審議いたします。

それでは、1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） はい、1番と2番と合わせて3番の清田が説明をいたします。

1番、場所はですね、六田の農協の直売所きらめきから数百メートル東側に行ったところでございます。1番は北側に市道と東側に建築事務所があるということで、南側と西側は田でございます。転用目的というふうな中では、貸駐車場14台の申請に伴う申請ということで、周囲の農地に迷惑がかかる恐れのないように、擁壁とかそういうふうなもので囲むということでございます。最適時期で作るというふうなことで、何ら問題はございません。

2番ですが、今の現地はですね、1番の西側と、隣同士というふうなことでございます。個人住宅の木造平屋建てに伴う申請で、周囲は擁壁で囲むといったことでございます。また、給排水はですね、等は、北側の市道に上下水道が完備をしているというふうなことで、接続するという計画で、何ら問題はなく許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。



○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。3番の案件について説明します。

今回提出されました案件は、去年の10月5日に提出されて可決された案件です。その後、12月7日に譲受人の都合で許可返納届が出されておりました。今回新たに譲受人が変わりましての再提出となりました。前回同様、生活排水や雨水など、周辺への支障などは何ら問題なく、許可相当と思います。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。4番の案件について説明します。

申請人は個人住宅建設のための申請で、場所は208バイパスの北側で、ゴルフ練習場の東側で、周りは住宅が建ち並ぶ一画の農地で、木造2階建てでできるそうです。それで、給水は公共上水道を利用し、雨水と雑排水は公共下水道を利用、雨水は雨水枡を設置してオーバーフローした水は市道側溝へ放流へという、現地調査の結果、農地もないので許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。5番の案件について説明します。

申請人は現在農業をされており、今後経営拡張を望まれています。現在居住の土地が狭いために農業機械の置く場所に困っているために、申請地に農業用倉庫及びプレハブを建設したいそうです。申請地の周囲は、納骨堂用地と公民館用地及び水路です。

申請地は土盛りが必要があるために、水路側にブロックを設置し、土砂の流出、崩壊のないように工事を行うということです。生活排水は発生しません。雨水は水路に自然排水するそうです。周りには農地はないために、何ら問題ないと思ひ、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） 11番、浦谷です。6番の案件について説明いたします。

申請地は個人住宅で、今、給食センターのすぐ北側に当たる位置で、周囲は住宅が立ち並んだところでございます。申請地については、上水道は公共上水道がすぐ道路にきておりますので上水道を使うそうです。それから、雨水については雨水枡を設置し、オーバーフローした部分を北側の道路の側溝へ接続して流すそうです。それから、汚水については合併浄化槽を設置して、その北側の側溝に放流するということでございます。また周囲についてはブロックで囲み、土砂の流出をしないように設置するそうです。現場を見たところ、何ら否定するところはないのでございます。

で、許可相当と認めたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして7番、8番も同一委員さんでございますので、よろしくお願ひいたします。

○21番（田上 一君） 21番、田上でございます。7番、8番の案件を説明します。

土地は第3種農地で、場所は玉名市築地の南大門団地の南側の道路沿いにある倫心館という、柔道の道場があります。その横を南に上ったところです。譲渡人は千葉県に住んでおられ、譲受人は玉名市の会社員です。譲受人は個人住宅の建設を計画されているところですが、132-2番地を宅地に、132-5と132-12番地が道路として使用し、8番の案件の153-5番地の許可を得て位置指定道路に計画されているそうです。北側も来月に宅地申請をされるような計画だそうです。それと東と南は宅地になっております。そういうところで新築の計画をされたわけですけれども、給排水の計画は、雨水は道路側溝へ、雑排水は下水道に接続するそうですから、何ら問題はない、被害防除については、西側に里道を挟んで雑種地がありますけれども、耕作者に迷惑をかけないように十分配慮して作業にかかるそうですから、問題はなく許可相当と思ひました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番の中島です。9番の案件について説明いたします。

ここは農用地区域外の第2種農地です。申請人は解体の業を営まれておられて、作業用のトラックや重機、機材等が増加したため、今までの駐車場では手狭になり、新たな駐車場の要望です。当畑地にはみかんが栽培されています。それを除去し、緩やかな高低を平地にし、採石を敷いて使用されることだそうです。東側には申請人である会社の事務所があり、南側には市道が通っております。西側は畑です。北側には2mほどの低い道路があります。近くに筋向かいには給食センターが建っている場所なんですけど、生活の給水、生活雑排水、汚水は発生しません。雨水は現状と同じく自然浸透及び道路の側溝を利用されるそうです。何ら問題なく許可相当と思ひます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 20番の斎藤です。10番の案件について説明します。

最初、現地調査をしましたところ、県道のすぐ隣の土地で、461㎡のうち西側の200㎡ぐらいが低くて東側もまた250㎡ぐらいの面積が2.5mぐらいの高

さになっておりました。計画ではその西側の低いほうに家を建てて、高いほうの2.5m高い土手があって、2.5mのところは庭になっております。これは2.5mも高い庭というのはおかしいですので、苦情を申しましたら計画変更がなされてきて、1.2mぐらいの高さにすべて押しならして、そして、家と庭にするという計画が提出されております。そうしますと、全部フラットになって非常にすっきりしたところになると思います。周りは全部、西側だけが道路で、周りは全部住宅やゲートボール場になっておりますので、第2種農地といっても第3種に近いところだと思います。県道ですからそこに上水道もありますし、下水道も設置されております。側溝に雨水あたりは流しますので、何ら問題はないというふうに考えます。そこで許可相当ではないかというふうに思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、11番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） はい、24番、徳井です。11番の案件について説明します。

転用面積は549㎡で第3種農地です。転用の目的は自己専用の住宅です。計画としまして、住居建築床面積は184㎡、総建築床面積が50㎡です。給水は隣の公共水道を利用して調整するという事です。排水計画は敷地内に雨水枡を設置し、市道側溝に流すということです。生活雑排水、汚水については公共下水道へ流すということです。被害防除計画は必要部分を最小限ブロックで囲み、土砂流出、採石で対応するとのことでした。現地調査の結果、周囲に迷惑をおよぼすことはなく、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、1番から11番までの説明が終わりました。

何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条、農地転用許可申請について、1番から11番までについて、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第48号の1番から11番については、許可することに決定いたしました。

それでは、12番について審議に入りたいと思いますけれども、永田委員の御退席をお願いいたします。

— 31番 永田眞一君 退室 —

それでは、12番について、担当委員の説明をお願いいたします。

○32番（出口京子君） 32番の出口です。12番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子です。場所は玉水ニュータウンのところですか。生活雑排水はですね、集落排水と施設に流します。雨水は地下浸透と市道側の側溝へ流すということです。土砂等の流出がないようにブロックで囲みます。現地調査の結果、何も問題なく許可相当と思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） あい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、12番を原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第48号の12番については、許可することに決定いたしました。

次に、議第49号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 11ページでございます。

議第49号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成28年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、市長より意見を求められております。今回は14ページから17ページまでの集積でございます。

所有権移転が8件の14,708㎡、利用権設定が39件の106,453㎡、利用権転貸が1件の7,832㎡、合計48件、128,993㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、御提案申し上げます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。  
農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は  
挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。  
異議がないものと認め、議第49号については、原案どおり決定することになり  
ました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第18号、19号について、事務局より説明をお願い  
いたします。

○事務局長（福田高広君） 18ページでございます。

報告第18号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条  
第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しま  
したので報告いたします。平成28年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田  
知博。

18ページから20ページまで、合計10件、36,221㎡の解約通知を受理  
しております。

続きまして、21ページ、報告第19号、農地の形状変更届について。下記農地  
の形状変更届がありましたので報告します。平成28年7月5日、玉名市農業委員  
会会長、永田知博。

今回は1件受理しております。

以上で報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より報告がありました。

皆さんから何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） それでは、質問もないようでございますので、本日予定してお  
りました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

## 6. その他

○議長（永田知博君） これからその他に移ります。その他、何か皆さんからございま  
せんでしょうか。

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、非常にきょうは有意義な総会が行われました。慎重なる御審議をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、これもちまして本日の農業委員会総会を閉会いたします。

どうも長時間にわたりましてお疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後15時18分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成28年7月5日

玉名市農業委員会会長                      永田 知博

農 業 委 員                                      寺井 廣喜

農 業 委 員                                      宇佐 勝則